

# 重要事項説明書

## 【 居宅介護支援事業所 】

あなたに対する居宅介護支援サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 法人

名称	社会福祉法人 ともいき福祉会
住所	愛知県犬山市大字前原字橋爪山15番地121
代表者名	理事長 栞原 正寛
電話番号	0568-48-2255

### 2 事業所

名称	居宅介護支援事業所 ぬく森
所在地	愛知県犬山市大字前原字橋爪山15番地121
管理者名	管理者 遠藤 武美
電話番号	0568-65-2100
FAX番号	0568-65-2101

### 3 法人で実施する事業

事業の種類		指定年月日	指定番号	利用定数	
施設	介護老人福祉施設	平成12年04月01日	2373400080	79人	
	ユニット型 介護老人福祉施設	平成24年04月01日	2373400809	34人	
	ユニット型 介護老人福祉施設	平成27年02月01日	2373400965	100人	
居宅	通所介護事業	平成12年01月28日			
	介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 (通所介護相当サービス)	平成30年04月01日	2373400189	20人	
	介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 (通所介護相当サービス)	令和01年07月01日	2373401104	20人	
	介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 (基準緩和サービス)	平成29年04月01日	23A3400034	19人	
	短期入所生活 介護事業	短期入所生活介護事業 介護予防短期入所生活介護事業	平成12年01月28日 平成18年04月01日	2373400155	20人
		ユニット型短期入所生活介護事業 介護予防ユニット型短期入所生活介護事業	平成24年04月01日	2373400817	7人
		ユニット型短期入所生活介護事業 介護予防ユニット型短期入所生活介護事業	平成29年04月01日	2373401047	10人
	介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業	平成29年04月01日	2303400069		
	居宅介護支援事業	平成11年09月28日	2373400049		

#### 4 事業の基本理念と運営方針

##### 基本理念

1. 基本的人権の尊重
2. ノーマライゼーションの達成
3. 「社会的自立」の助長
4. 地域福祉との連携
5. 「共生の思想」の実現

##### 運営方針

1. 生活が安全に守られ、より安らかな生活が保証される環境の提供
2. 生活が健全であり、かつ心の豊かさが保証される環境の提供
3. 個人としての自由と、集団・社会との良好な関係が保証される環境の提供
4. 地域福祉の構築に資するための連携体制が確立した環境の提供
5. 福祉に対する積極的な熱意と、高い能力を有する職員によって、適切な処遇がなされる環境の提供

#### 5 職員体制

職 種	員数	常勤		非常勤		職 務 内 容
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1		1			居宅介護支援事業所の管理及び運営を掌理し、従事者を指導監督します。(介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	2以上	1以上	1			居宅サービス計画の作成の他、給付管理業務、サービス提供事業者等との連絡調整を行います。

#### 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休

#### 7 営業日・営業時間及び通常の事業の実施区域

営業日	年中無休
営業時間	午前9時～午後5時、但し電話等により24時間連絡可能
通常の事業実施区域	大山市全域・丹羽郡扶桑町の山那・高木・高雄地区・丹羽郡大口町の上小口・中小口・城屋敷・河北・仲沖・萩島・二ツ屋地区・岐阜県可児市の鳩吹台・菅苺・緑・長坂・愛岐ヶ丘・長洞・光陽台・若葉台・帷子新町・東帷子・西帷子・虹ヶ丘地区

#### 8 居宅サービス計画の内容・提供方法

居宅サービス計画を作成するに当たっては、以下の内容をご利用者及びそのご家族に説明し、同意を得て業務を行います。

- ① 公正中立なケアマネジメントの確保に関すること
  - ・ 介護支援専門員が、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を行います。
  - ・ 当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を、介護支援専門員に求めることができます。
  - ・ あらかじめ、利用者又はその家族に対して、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について別紙にて理解を得られるよう説明を行います。
- ② 居宅サービス計画の作成及び変更に関すること
  - ・ 利用サービスの変更や中止をしたいときの業務。
  - ・ 入院や入所の際の、サービスを中止及び終了する際の業務等。
- ③ 居宅サービス計画の実施状況の把握に関すること
  - ・ 介護支援専門員は、月に1回以上の自宅訪問を行い、実施状況を把握することが定められています。
- ④ 居宅サービス計画の管理に関すること
  - ・ 介護支援専門員が、サービス事業所に給付管理をすることで、事業所は介護報酬を得ます。

## 9 利用料金

### ①居宅介護支援サービスの費用（厚生労働大臣の定める基準による）

注：料金は1ヶ月当たり

種類		内容	単位数（1単位=10.42円）
居宅介護支援費		ケアプラン作成の基本料金となります。	要介護1・2 <b>1,086</b>
			要介護3・4・5 <b>1,411</b>
各種 加算	特定事業所加算	専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応など、事業所全体としてより質の高いケアマネジメントを実施している居宅介護支援事業所に対して、一定単位数を算定します。	(Ⅰ) <b>519</b>
			(Ⅱ) <b>421</b>
			(Ⅲ) <b>323</b>
			(A) <b>114</b>
	初回加算	新規にケアプランを作成した場合及び、要介護度が2段階以上変動した場合に算定します。	<b>※300</b>
	入院時情報連携加算	入院される方の必要な情報を、医療機関等に提供した場合に算定します。	(Ⅰ) <b>※250</b> (Ⅱ) <b>※200</b>
	通院時情報連携加算	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合に算定します。	<b>※50</b>
	退院・退所加算	医療機関・介護保険施設等に入院・入所されていた方が、退院・退所し、居宅サービスを利用される際に、当該医療機関・介護保険施設の職員と面談を行い、ご利用者の必要な情報の提供を受けた上で、ケアプランの作成を行った場合に算定します。	(Ⅰ)イ.450 ロ.600
			(Ⅱ)イ.600 ロ.750 (Ⅲ) <b>900</b>
	ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療ケアの方針に関するご利用者様、そのご家族の意向を把握し、同意を得た上で、通常の訪問より頻回な訪問により、ご利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握し、支援を実施するとともに、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合に算定します。	<b>※400</b>
緊急時等居宅カンファレンス加算	医療機関等の求めにより、当該医療機関等の医師又は看護師と共に、ご利用者の自宅を訪問してカンファレンスを行い、必要なサービス調整を行った際に算定します。	<b>200</b>	

※：該当月のみ1回限り算定

- ・ 上表に掲げる金額が、提供する居宅介護支援の月額となりますが、法定代理受領サービスにより、当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合は、**ご利用者の自己負担はありません。**
- ・ 但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合には、一旦上記の料金をお支払いいただいた後に、サービス提供証明書を発行しますので、これを後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

### ②その他の料金

業務内容	料金等
要介護等認定申請代行手数料	無料
通常の事業実施区域外への訪問	通常の事業実施区域を越えた地点から、1kmあたり70円

## 10 苦情等の申し立て

社会福祉法人 ともいき福祉会			
当事業所	相談担当者： 管理者 遠藤 武美		電話：0568-65-2100
第三者委員	弁護士	新谷 光広	電話：052-684-4580
	会社役員	奥村 正幸	電話：0568-67-0132
	法人役員	大島 隆俊	電話：0568-68-9140

各行政機関			
犬山市	犬山市役所	健康福祉部 高齢者支援課	電話：0568-44-0326
扶桑町	扶桑町役場	健康福祉部 介護健康課	電話：0587-93-1111
大口町	大口町役場	健康福祉部 健康生きがい課	電話：0587-94-0051
可児市	可児市役所	健康福祉部 高齢福祉課	電話：0574-62-1111

国民健康保険団体連合会・社会福祉協議会			
愛知県国民健康保険団体連合会	電話：052-971-4165	愛知県社会福祉協議会 愛知県運営適正化委員会	電話：052-202-0167
岐阜県国民健康保険団体連合会	電話：058-273-1111	岐阜県社会福祉協議会 岐阜県運営適正化委員会	電話：058-278-5136

## 11 福祉サービス第三者評価事業の評価について

第三者評価の実施状況	無
------------	---

## 12 秘密の保持

介護支援専門員は、業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を、外部へ漏らすことは致しません。なお、サービス担当者会議等において、ご利用者及びそのご家族の個人情報を用いる場合には、ご利用者及び当該家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。

## 13 損害賠償

サービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、ご家族、主治医等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。また、その事故が、賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 14 迷惑行為等

ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除させていただく場合がございます。

- (1) 職員に対して行う暴言・暴力行為、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為。
- (3) 職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

私は本書面に基づいて

居宅介護支援事業所の職員から、重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

令和 年 月 日

説 明 職 員 職 種 介 護 支 援 専 門 員 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利 用 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

署 名 代 行 者  
(又は法定代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_